

薬局 自己点検表

自己点検項目

(1) 薬局の管理者について

- ① 薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事していないか。
- ② 薬局の管理者は調剤、医薬品の販売等の取扱い、偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策その他これに関連する事項について責任をもって行っているか。
- ③ 薬局の管理者は試験検査、不良品の処理、その他薬局の管理に関する記録（在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録を含む。）を作成しているか。当該記録を3年間保管しているか。

(2) 薬局開設者の配慮等について

- ① 薬局開設者は薬局の管理者の業務の遂行に充分配慮しているか。
- ② 法第10条に定める変更届は遅滞なく行われているか。
- ③ 医薬品の販売業を併せ行う場合は、その薬局において販売又は授与（以下「販売等」という。）する医薬品の薬局医薬品、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区別を記載した書類を提出しているか。
- ④ 薬局機能情報を都道府県知事に報告するとともに、当該情報を記載した書面（規則第11条の5に規定する電磁的方法により提供する場合は、当該情報を記載した電子ファイル等。⑤において同じ。）を薬局において閲覧に供しているか。
- ⑤ 薬局機能情報のうち、規則第11条の4に規定する「基本情報」並びに「健康サポート薬局である旨の表示の有無」及び「薬剤師不在時間の有無」が変更された際に、速やかに都道府県知事に報告するとともに、書面の記載を変更しているか。
- ⑥ 薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう、その薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じているか。
- ⑦ 調剤の業務に係る医療の安全確保のための指針の策定、従事者に対する研修（偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応を含む。⑧及び⑨において同じ。）の実施その他必要な措置が講じられているか。
- ⑧ 調剤された薬剤の情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理の確保のための指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか。
- ⑨ 医薬品を販売等する薬局にあつては、薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の情報の提供その他の医薬品の販売等の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられているか。
- ⑩ 医薬品の安全使用のための責任者を設置しているか。
- ⑪ 従事者から薬局開設者への事故報告の体制を整備しているか。
- ⑫ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者を特定しているか。

- ⑬ 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報の提供等のための業務に関する手順書を作成するとともに、当該手順書に基づく業務を実施しているか。
- ⑭ 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書（平成29年10月5日付け薬生発1005第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（以下「平成29年施行通知」という。）第5の1（1）に掲げる事項が記載されたもの。）を作成するとともに、当該手順書に基づく業務を実施しているか。
- ⑮ 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売等の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策を実施しているか。

（3） 薬局について

- ① 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることが看板等の設置により外観から明らかであるか。
- ② 許可証を店頭その他業務所の見やすい場所に掲示しているか。
- ③ 医薬品を通常陳列し又は交付する場所の明るさは60ルクス以上あるか。
- ④ 換気が充分であり、かつ、清潔にしているか。
- ⑤ 冷暗貯蔵のための設備があるか。また、鍵のかかる貯蔵設備があるか。
- ⑥ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されているか。
- ⑦ 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。
- ⑧ 面積は概ね19.8平方メートル以上あるか。
- ⑨ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等しない営業時間がある場合には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列等する場所を閉鎖することができる構造のものであるか。
- ⑩ 薬局製造販売医薬品を販売等する薬局にあっては、以下の条件を満たしているか。
 - イ 薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を備えていること。
 - ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。ただし、医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでないこと。
 - ハ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売等しない営業時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。
- ⑪ 要指導医薬品を販売等する薬局にあっては、以下の条件を満たしているか。
 - イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を備えていること。
 - ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し

ようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。
ただし、医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでないこと。

ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売等しない営業時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

⑫ 第一類医薬品を販売等する薬局にあっては、以下の条件を満たしているか。

イ 第一類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を備えていること。

ロ 第一類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。
ただし、医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでないこと。

ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売等しない営業時間がある場合には、第一類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

⑬ 法及び規則に基づき情報の提供等を行うため、以下の条件を満たす設備を有しているか。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。

イ 調剤室に近接する場所にあること。

ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。

ハ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。

ニ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。

ホ 指定第二類医薬品を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられている場合は、この限りではない。

ヘ 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。

⑭ 当該薬局を利用するために必要な情報（規則別表第1の2に定める事項）を当該薬局の見やすい場所に掲示しているか。

(4) 調剤室について

① 面積は6.6平方メートル以上あるか。

② 天井・床面は板張りかコンクリート等になっているか。

③ 調剤台の上の明るさは120ルクス以上あるか。

④ 換気が充分であり、かつ、清潔にしているか。

⑤ 調剤に必要な構造設備規則にある設備器具を備えているか。

⑥ 調剤用医薬品は、変質、変敗その他不良品となっていないか。

⑦ 医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられているか。

(5) 専門家の体制について

- ① 薬局の開店時間内は、常時、調剤に従事する薬剤師が勤務しているか。
- ② 1日平均取扱処方箋数40枚につき1人以上の薬剤師が勤務しているか。
- ③ 調剤に従事する薬剤師の週あたりの勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間を除く。以下同じ。）の総和は、1週間の開店時間以上であるか。
- ④ 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する営業時間内は、常時、医薬品の販売等に従事する薬剤師が勤務しているか。
- ⑤ 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等する営業時間内は、常時、医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務しているか。
- ⑥ 相談を受ける時間内（営業時間外も含む。）は、相談を受ける体制を備えているか。
- ⑦ 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者の週あたりの勤務時間の総和を情報提供場所で除して得た数が、1週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の総和以上であるか。
- ⑧ 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の週あたりの勤務時間の総和を情報提供場所で除して得た数が、1週間の要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間の総和以上であるか。

(6) 営業時間・開店時間と取扱う医薬品・専門家の配置について

- ① 1週間あたりの要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の総和は、1週間の開店時間の2分の1以上であるか。
- ② 1週間あたりの要指導医薬品を販売等する開店時間の総和は、1週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の2分の1以上であるか。
- ③ 1週間あたりの第一類医薬品を販売等する開店時間の総和は、1週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の2分の1以上であるか。

(7) 医薬品の取扱い・陳列・貯蔵

- ① 不良医薬品等を貯蔵、陳列、販売等していないか。
- ② 不正表示医薬品等を貯蔵、陳列、販売等していないか。
- ③ 医薬品と他の物を区別して貯蔵、陳列しているか。
- ④ 冷暗所に貯蔵すべきものは必ず冷暗所に貯蔵しているか。
- ⑤ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列しているか。また、薬局製造販売医薬品及び要指導医薬品を規則第218条の3の規定に基づく方法により陳列しているか。
- ⑥ 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列しているか。また、第一類医薬品及び指定第二類医薬品を規則第218条の4第1項の規定に基づく方法により陳列しているか。
- ⑦ 医薬品について虚偽又は誇大な広告等をしていないか。
- ⑧ 承認を受けていない医薬品について効能・効果等に関する広告をしていないか。
- ⑨ 使用期限を超過した医薬品を、正当な理由無く、貯蔵、陳列、販売等していないか。

- ⑩ 競売による医薬品の販売を行っていないか。
- ⑪ 使用者による意見（いわゆる「口コミ」等）その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示していないか。
- ⑫ 購入履歴等に基づき、自動的に特定の医薬品の購入を勧誘する方法（いわゆる「レコメンド」）により医薬品に関して広告していないか。
- ⑬ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が規則別表第1の2第2の7に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じているか。
- ⑭ 処方箋医薬品の取扱いは正しく行われているか。処方箋医薬品を販売等した場合に、販売等に関する帳簿をつけ、2年間保管しているか。
- ⑮ 医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者等に対して販売等した場合に、購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の記録をつけているか。当該記録を3年間保管しているか。
- ⑯ 医薬品の購入等の記録に際し、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所、所在地、電話番号又はその他の連絡先を確認しているか。ただし、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。
- ⑰ 薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等した場合（薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売等した場合を除く）に、販売の記録をつけているか。当該記録を2年間保管しているか。
- ⑱ 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等した場合に、販売の記録をつけているか。当該記録を保管しているか（努力義務）。
- ⑲ 製造専用医薬品を直接一般消費者に販売等していないか。
- ⑳ 濫用のおそれのある医薬品の販売に当たって必要な確認を行い、適正な使用のため必要と認められる数量に限って販売等しているか。
- ㉑ 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供等を行っているか。
- ㉒ 医薬品による危害を防止するために必要な情報提供等を行っているか。
- ㉓ 医薬品を分割販売する際には、当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に対して、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載しているか。
- ㉔ 複数の事業所について許可を受けている場合であって、当該許可事業者内の異なる事業所間で医薬品を移転したときは、許可を受けた事業所ごとにその移転に係る記録をつけているか。当該記録を3年間保管しているか。

(8) 毒薬・劇薬について

- ① 毒薬、劇薬の表示が正しく行われていない医薬品を貯蔵、陳列、販売等していないか。
- ② 毒薬、劇薬は他のものと区別して陳列貯蔵しているか。
- ③ 毒薬は鍵をかけて貯蔵しているか。

- ④ 毒薬、劇薬を一般の人に販売等する場合、譲渡文書に必要事項を記載して譲受人の署名又は記名押印を受けて渡しているか。
- ⑤ 毒薬、劇薬を医師、薬剤師等に販売等する場合、公務所の証明によって渡しているか。
- ⑥ 毒薬、劇薬の譲渡記録を2年間保存しているか。
- ⑦ 毒薬、劇薬を14歳未満の者等に交付していないか。

(9) 特定販売について

- ① 特定販売を行う旨の届出を行っているか。
- ② 特定販売を行う医薬品は、薬局に貯蔵し、又は陳列している医薬品のみか。
- ③ 特定販売を行う旨の広告（ホームページ、チラシ、カタログ等）に規則別表第1の2及び別表第1の3に掲げる事項を見やすく表示しているか。
- ④ 特定販売を行う旨の広告には、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示しているか。
- ⑤ 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは、行政が容易に閲覧することができるホームページとなっているか。
- ⑥ 使用期限を超過した医薬品について広告、販売等していないか。
- ⑦ 使用者による意見（いわゆる「口コミ」等）その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示していないか。（再掲）
- ⑧ 購入履歴等に基づき自動的に特定の医薬品の購入を勧誘する方法（いわゆる「レコメンド」）により医薬品に関して広告していないか。（再掲）
- ⑨ 店舗が閉店しており特定販売のみを行う時間がある場合は、所管する都道府県等による適切な監督のために必要な設備（テレビ電話等の都道府県知事等が指定する設備）を備えているか。

(10) 薬剤師不在時間について

- ① 薬剤師不在時間がある旨の届出を行っているか。
- ② 調剤室は、閉鎖することができる構造であるか。
- ③ 薬剤師不在時間に係る掲示事項を当該薬局の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しているか。
- ④ 薬剤師不在時間は、緊急時の在宅対応等、やむを得ず、かつ、一時的となっているか。
- ⑤ 薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務しているか。
- ⑥ 1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1のうちいずれか短い時間を超えていないか。
- ⑦ 薬剤師不在時間内は、薬局の管理者が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従業者と連絡ができる体制を備えているか。
- ⑧ 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること若しくは調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻る事又はその他必要な措置を講じる体制を備えているか。
- ⑨ 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成す

るとともに、当該手順書に基づく業務を実施しているか。

(11) オンライン服薬指導について

- ① 薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、対象の患者本人に対し対面による服薬指導を行ったことがある場合に実施させているか。
- ② 患者ごとにその同意を得て服薬指導計画（「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和2年3月31日付け薬生発0331第36号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「令和2年施行通知」という。）第2の（3）③に掲げる事項が記載されたもの。）を策定するとともに、当該服薬指導計画に基づくオンライン服薬指導を実施しているか。また、策定にあたり、以下の点に留意しているか。
 - ア. 当該計画を、計画に基づき行った直近の服薬指導の後、3年間保存すること。
 - イ. 策定した服薬指導計画について、処方箋を交付する医師又は歯科医師（以下「処方医等」という。）に共有するなど、処方医等と適切に連携していること。
 - ウ. オンライン診療の実施状況や患者の状況を踏まえ、必要がある場合には、適時適切に服薬指導計画の見直しを行うこと。見直す際には、策定時と同様に患者に説明し、同意を得るとともに、処方医等に共有すること。
- ③ オンライン服薬指導の対象とする薬剤について、令和2年施行通知第2の（3）④に掲げる薬剤となっているか。
- ④ その他以下の点に留意しているか。
 - ア. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知）別紙）に示された内容と同等の通信環境を確保していること。
 - イ. オンライン服薬指導を実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行わせていること。
 - ウ. 調剤済みの薬剤の郵送又は配送にあたり、品質の保持や、患者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、あらかじめ郵送又は配送のための手順を定め、郵送又は配送の際に必要な措置を講じていること。
 - エ. オンライン服薬指導を行う場所が、対面による服薬指導と同程度にプライバシーが保たれているよう物理的に外部から隔離される空間となっていること。

(12) 継続的服薬指導について

- ① 薬剤の適正な使用のため必要がある場合に、薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対し、規則第15条の14の2に基づく方法により、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握し、情報の提供又は指導を行っているか。
- ② ①の情報の提供又は指導を行わせた場合、規則第15条の14の3に基づく記録をつけ、3年間保管しているか。
- ③ 薬局医薬品の適正な使用のため必要がある場合に、薬局医薬品を購入し、又は譲

り受けた者に対し、規則第 158 条の 9 の 2 に基づく方法により、その薬局医薬品を
購入し、又は譲り受けた者の当該薬局医薬品の使用の状況を継続的かつ的確に把握
し、情報の提供又は指導を行っているか。